

令和4年 教育委員会第16回定例会 会議録

日時 令和4年9月27日（火）

午後3時00分～午後4時19分

場所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) (仮称)千代田区子育て・教育ビジョンの策定について(素案)

【指導課】

- (1) 令和5年度使用 特別支援学級用教科用図書一部変更の採択【秘密会】

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 令和4年第3回区議会定例会の報告

【子ども支援課】

- (1) 令和5年度 区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

【児童・家庭支援センター】

- (1) 医療的ケア児等支援協議会について

【子ども施設課】

- (1) 小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について

【学務課】

- (1) 令和5年度 神田一橋中学校(通信教育課程)の生徒募集について

【指導課】

- (1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告(8月)

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(10月5日号)
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項(案)の確認について

出席委員(5名)

教育長	堀米 孝尚
教育長職務代理者	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭
教育委員	佐藤 祐子

出席職員（12名）

子ども部長	亀割 岳彦
教育担当部長	佐藤 尚久
子ども総務課長	大谷 由佳
教育政策担当課長	原水 珠代
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	湯浅 誠
子育て推進課長	小阿瀬 広道
児童・家庭支援センター所長	吉田 啓司
子ども施設課長	赤海 研亮
学務課長	大塚 立志
指導課長	山本 真
主任指導主事	田中 博

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	江口 友規
総務主査	高橋 祐樹

堀米 教育長	開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。なお、新型コロナウイルスの感染予防のため、傍聴は、隣の教育相談室に備えているテレビモニターで行っていただきますので、ご承知おきください。
	ただいまから、令和4年教育委員会第16回定例会を開会します。
	本日、教育委員は全員出席です。
	今回の署名委員は金丸委員にお願いします。
金丸 委員	はい。分かりました。
堀米 教育長	議事日程に先立ちまして、オンラインで出席している幹部職員の点呼を、子ども総務課長、お願いします。
子ども総務課長	はい。子ども総務課長です。

本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが、子ども部長、教育担当部長、教育政策担当課長、子ども支援課長、子ども施設課長、児童・家庭支援センター所長、学務課長、指導課長、主任指導主事、そして、私の子ども総務課長です。

オンライン出席をしている幹部職員は、私のほうで職名を呼び上げますので、返事をお願いいたします。

子育て推進課長。

子育て推進課長
子ども総務課長

はい。子育て推進課長、小阿瀬です。よろしく願いいたします。

学務課長。入っていない。ちょっと学務課長と九段中等教育学校経営企画室長については、ちょっとオンラインの関係で、参加が遅れているようですので、後ほど確認させていただきます。

堀米教育長

ありがとうございます。

本日の議事日程をご覧ください。日程第2、協議事項、令和5年度使用特別支援学級用教科用図書一部変更の採択につきましては、意思形成過程のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、秘密会として取り扱わせていただきたいと思いますので、採決を採ります。

堀米教育長

令和5年度使用特別支援学級用教科用図書の一部変更の採択について、秘密会で取り扱うことに賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

全員賛成ですので、本件につきましては会議の最後に取り扱っていただきます。

◎日程第1 議案

指導課

- (1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (2) 幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

堀米教育長

それでは、日程第1、議案事項に入ります。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

それでは、私からは、議案第28号、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について、資料に基づき説明をいたします。資料番号は01-1及び01-2となります。よろしいでしょうか。

それでは、説明を続けさせていただきます。

まず、資料、項番1、改正趣旨ですが、職員の仕事と家庭の両立支援の観点から、育児参加のための休暇の対象期間を拡大するとともに、早出遅出勤

務の申請制限を緩和するための改正と、その他、所要の改正を行うものです。

資料、項番2、改正内容ですが、4点ございます。

1点目は、①育児参加休暇の対象期間の拡大です。これは、男性職員が配偶者の産前産後の期間に育児に参加するための休暇である育児参加休暇について、その対象期間を、現行は産後8週間を経過する日までとなっているものを、子が1歳に達する日までに拡大するものでございます。

2点目は、②早出遅出勤務の請求期限の緩和です。これは、育児や介護等を理由とする早出遅出勤務について、現行は早出遅出勤務開始日の1か月前までに請求するものとなっているものを、早出遅出勤務を開始する前にあらかじめ請求すれば足りることとするものとなります。

3点目は、③臨時的任用職員の年次有給休暇付与日数の改正です。これは、臨時的任用の職を除く千代田区のいずれかの職にあった者が、引き続いて臨時的任用職員として任用される場合の年次有給休暇について、当該任用の日の前日に使用することができた日数のうち同日が属する年度に付与された日数を、通常付与されるべき日数に加え取得できることとするものでございます。

4点目は、④夏季休暇の承認期間（取得可能期間）の再延長についてです。これは、令和4年度の夏季休暇の承認期間について、その終期を10月31日までに延長していたものを、更に11月30日までに再延長するものでございます。

資料、項番3、新旧対照表は、別紙、今、画面でも映しておりますけれども、新旧対照表はこちらのとおりとなっております。

項番4、施行期日は令和4年10月1日となります。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件は前回協議をしていただきましたが、ここで何かまたご質問がありましたら。

金丸委員。

金丸委員

はい。早出遅出勤務の請求期限の緩和ですけれども、「早出遅出勤務を開始する前にあらかじめ」と書いてある意味というのは、論理的に言うと、例えば8時半に勤務が始まる時に、その直前に連絡してもいいということになります。そんな非常識な方はいないとは思うのですが、一応論理的にはそういうことだというふうに理解してよろしいでしょうか。

堀米教育長

指導課長、お願いします。

指導課長

はい。指導課長です。

もちろん「あらかじめ」という記載にとどまっておりますので、できるだけ早く申請していただいたほうが当然ありがたいことですし、直前にというふうな方はそうそういないとは思いますが、記載上、今おっしゃっていただいたとおり、直前でもというふうなことにはなりません。

堀米教育長 それでは、事前申請が原則というような形でいいですか。
ほかにございますか。よろしいでしょうか。
それでは、こちらは議案ですので採決を採ります。賛成の教育委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

堀米教育長 全員賛成により、可決されました。
続きまして、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部を改正する規則につきまして、指導課長、説明をお願いします。

指導課長 はい。続きまして、議案第29号、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則及び幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則の一部改正について、一括して説明いたします。資料番号は02-1及び02-2となります。ご確認お願いいたします。

それでは、説明を続けさせていただきます。

資料、項番1、改正趣旨ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、特定の要件を満たした育児休業の期間を、期末及び勤労手当の欠勤期間から除くものとする旨の改正を行うものとなります。

資料、項番2、改正内容ですが、①としては、幼稚園教育職員の期末手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正、②といたしましては、幼稚園教育職員の勤労手当に関する規則第5条第1項第6号の欠勤等日数の改正となります。

ここで、1点、おわびと訂正がございます。前回説明申し上げた際に使用した資料では、「子の出生後57日以後」と記載し、そのように申し上げたところではございますが、この点についてご指摘いただき、改めて確認をしたところ、「子の出生後58日以後」が正しいことが分かりました。大変失礼いたしました。この場をお借りして、おわびと訂正をさせていただきます。

なお、この57日という表記につきましては、8週間、56日に当たりますが、区長部局では出生日を入れてカウントしているために、57日という表記となっており、本規則改正についても区長部局の表記にそろえさせていただきます。

それでは、説明を続けさせていただきます。期末手当及び勤労手当のいずれも、子の出生後57日以内に承認された育児休業の期間が一月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外し、また、子の出生後58日以後に承認された育児休業の期間が一月以下である場合は、その全ての期間を期末手当の欠勤等日数から除外するものとなります。

例として、イメージ図を載せておりますけれども、例えば8月1日に出生したケースで、8月の1か月間育児休業を取得した場合、現行制度では勤務日の2分の1が欠勤期間となるため、1か月22日間の勤務のうち11日間は欠勤日数となります。改正後は、子の出生から57日以内かつ1か月以内の育児

休業期間は欠勤日数に含めないため、欠勤日数は0日となります。また、資料裏面、今、画面でもお示ししておりますけれども、子の出生後58日以後であっても育児休業期間が一月以内の場合は欠勤日数からは除外され、欠勤日数は0日となります。

ご質問いただきました、出生後57日以前の育児休業と58日以後の育児休業を合算して取得することができるかという件についてですが、まず、育児休業の取得回数の制限が緩和されることにより、これまでは出生後57日以前及び58日以後の育児休業はそれぞれ1回ずつの取得となっておりますけれども、今後はそれぞれ職務への復帰を挟んで2回まで取得できるようになります。また、出生後57日以前及び58日以後の育児休業をそれぞれ合算した日数が一月以下であれば、その全ての期間を期末勤勉手当の欠勤日数から除外されることとなります。

新旧対照表につきましては、別紙、今画面でもお示ししておりますけれども、こちらのとおりとなります。

項番4、施行期日は令和4年10月1日からとなります。

私からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

前回の協議で出た質問にも答えていただきました。

ほかに、この点に関しましてご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

それでは、議案ですので、採決を採ります。賛成の教育委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

堀米教育長

はい。全員賛成により可決されました。

◎日程第2 協議

子ども総務課

(1) (仮称)千代田区子育て・教育ビジョンの策定について(素案)

堀米教育長

それでは、日程第2、協議事項に入ります。

千代田区子育て・教育ビジョンの策定につきまして、教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

教育政策担当課長

はい。教育政策担当課長です。では、子育て・教育ビジョン(素案)について説明をさせていただきます。

まず、1枚お開きいただきまして、最初に「策定にあたって」ということで記載をしております。

次のページが目次になっておりまして、2ページ目をお開きください。策定の背景といたしまして、「千代田区子育て・教育ビジョン」とは」ということで、ビジョンの位置づけについて記載をしております。このビジョン

につきましては、概ね5年先を見据え、教育基本法第17条第2項に定まる教育振興基本計画として策定するものとしております。

また、1ページ下段のほうには、これまでの主な経緯といたしまして、区の取組の経緯経過について記載しております。

次に、3ページ目をお開きください。策定の社会的背景といたしまして、多様な社会的背景を踏まえ、今回このビジョンのほうを改定しております。社会的背景といたしましては、千代田区の特徴として、年少人口の増加への対応、情報技術の急速の発展、超高齢社会の到来、グローバル化の進展、ダイバーシティ&インクルージョン、SDGs・ESD、地球温暖化・気候変動、就業・就労状況の変化、日本経済の状況、以上9点挙げております。

13ページをお開きください。こちらが、第2章といたしまして、基本理念を記載しております。基本理念につきましては、この枠囲みの中について、7月の教育委員会のほうで骨子をご協議いただきまして承認いただいた内容を、枠囲みの中に記載しております。また、13ページの枠囲みの下に関しては、この基本理念をどのように実現していくかというような内容を記載しておりまして、家庭、学校・園、地域が一体となって子どもの成長を支え、見守っていくということで、それぞれ家庭と学校・園、地域の取組について記載しております。

次に、14ページをお開きください。14ページから16ページまでが、めざす子どもの姿ということで、こちらにつきましては、各1、2、3の項目ですとか、それと枠囲みの中に関しては、前回、骨子を議論いただいたときに協議いただいた内容になっております。その下に、これらの枠囲みの中にめざす子どもたちの姿として、子どもたちを育成するに当たってどういったことを行っていくのかという内容が、この下に記載しているような形になります。

次に、第4章、17ページをお開きください。17ページから先が、基本的方向性ということで7つに分類しています。この7つの分類の各1から7の項目につきましては、7月の教育委員会で協議いただいた骨子のところで検討いただいた内容になっています。また、各項目ごと、要は課題の認識、それとその課題を解決していくために、どのような取組ですとか施策展開が必要かというのを記載して、それぞれ各項目ごとに、コラムという形で、千代田区で取り組んでいる教育内容ですとか取組内容などをコラムとして記載させていただいております。

こちらの第4章の赤字の部分については、事前にお渡しいたしましたビジョンから若干追記させていただいた内容を赤字で記載しております。

説明といたしましては、簡単ですが、以上となります。

堀米教育長

はい。ご意見を頂いて、修正をしましたが、まだこれも素案の段階でございますけれども、これに反映させていただきました。

4章の基本的方向性に関して、ここは施策ということで理解してよろしいでしょうか。

教育政策担当課長 4章の部分に関しては、2章、3章のところは、基本理念ですとか、めざす子どもの姿ということで、まさにビジョンというところかと思えます。それで、当初、基本的方向性のところが計画に当たる部分ということで、今後はそのめざす子どもの姿を実現していくために、こういったことに取り組んでいく必要があるかですとか、どういう施策展開が必要なのかという方向性を示したものになっております。

それで、言い忘れましたけれども、基本的方向性ですとか施策展開の方向性を踏まえまして、各年度、何を実施していくかというところは、各年度の予算ですとかで、具体の取組は決めていく形で考えていきます。

堀米教育長 今回、区全体ではそういう形で取り組むということで。

それでは、委員さんからご意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問がありましたら。

金丸委員、どうぞ。

金丸委員 各項目自身は非常によく書かれているというふうに思っているけれども、全体を見たときに、総花的に見えてしまうのです。総花的。少なくとも3章までは基本理念ですから、総花ではなくて、どこを目指して、文章が統一されていく必要が僕はあると思います。

具体的に言うと、最初の「策定にあたって」のところからちょっと気になっているのですけれども、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延は確かに大きな問題なのですけれども、感染症の世界的蔓延というのは別にこの今回初めて起きたわけではなくて、過去にいっぱいあるわけなのです。それに対する対策が十分にできていなくて、日本もまた今回できなかったという問題ではあるけれど、今、もっと中心の問題として何を取り上げるべきかということなのですけれど、これ、全体を読んでいくときに、私が考えたのは、多分、世界的な気候変動なのだろう。なぜかという、世界的な気候変動というのは、生態系を根底から覆しかねない。ということは、要するに人間がもう生きていられない地球になる危険性まであるような状態だ。これを阻止しなければいけない。阻止するのは、我々ももちろん阻止しなければいけないけれど、次世代を担う子どもたちがまさに中心に、これからなっていかなければいけないと。そのために何が必要なのかという話で、めざす子どもたちの姿が出てくるのだろうと。

そういうような、何かもう少し背骨になるような文章を中心に置いて、それから広がるような形にしたほうが、これを区民の方々が読んだときに、もう少し分かりやすいのではないかというふうに私は感じました。

堀米教育長 はい。ありがとうございます。

教育政策担当課長 はい。ご意見をありがとうございます。

堀米教育長 はい。

教育政策担当課長 こちらは、新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延にフィーチャーしているわけではなく、それを原因として、人と人とのつながりですとか、これまで当たり前だったことができなくなったよねというところを伝えたいのです

けれども、それで、子どもたちの学びの中でもいろいろ制約が出てきたりですとか、そういったことが起こっているけれども、子どもたちの学びを止めてはいけませんよねというところを基本的には伝えたいところなので。

金丸委員

それ自身は私もちゃんと分かっているのです。これを読んで、そうだとすることは分かるのですが、それよりももっと背骨になるものをそのところに持ってきたほうがいいのではないかというのが私の意見です。

具体的に言うと、人のつながりが崩れ始めているのは、ウクライナの問題だってそうですよね。第二次世界大戦が終わった後に確定した境界を越えて他国に侵入してはいけないというのは、もう世界的な常識だったけれども、ロシアの侵攻で、それがもう崩れ始めている。いろいろな意味で崩れ始めている。そのときに我々は、というか、次の世代に向かってどういうふうに日本人が活動していくべきなのかということにつながっていったほうが、分かりやすいのではないかというのが私の意見です。

ですから、ここに書いてあることが分からないからそう言っているわけではなくて、これはこれで理解しているのだけれども、そのほうが分かりやすくないかという意見だというようにご理解して。

堀米教育長

ありがとうございます。

ほかに委員からご意見があったら。

俣野委員。

俣野委員

32ページのこの区立就学前施設というのは、これは全部赤字ですけど、前回にはなかったと。

堀米教育長

はい。

教育政策担当課長

はい。就学前施設のコラムについては、前回、事前にお読みいただくためにお渡ししたかと思うのですが、その際にはこのコラムはついていなかったと思いますので、これは全体的に追加させていただいた内容に。

俣野委員

5年先を見据えているということで、このビジョンは一応5年間使わなければならないわけですね。その辺のところ、5年先になってどういう形になっていくのかとか。陳腐化しないような形を考えていったほうがいいのかということ。

それと、やはり今までの共育の流れを、言葉は使わなくても、考え方とか基本コンセプトは、やはりある程度継続して、継続性というのか、そんなふうにあったほうが、千代田区としていいのではないのかという感じは受けさせてもらいます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員

全体的に、読んでいて納得する部分がとても多いのですが、千代田区としての子育て・教育ビジョンとなったときに、千代田区の環境、企業が多いとか大使館が多い、そういったことの、こういう環境があるから千代田区はこういう子どもたちが育てられるのだというような、具体的な例がある

と、もう少し分かりやすい。

堀米教育長 ありがとうございます。

教育政策担当課長 どうぞ。

堀米教育長 例えば、今のお話の中で、コラムとして26ページのところに載せさせてい
 教育政策担当課長 ただいているのですけれども、千代田区の立地として、周辺に大使館が多い
 というので、例えば大使館との交流などが頻繁に行われているので、そう
 いった取組を行っていますという内容は記載させていただいております。

堀米教育長 国際教育のその中にその部分。

教育政策担当課長 国際教育の取組の1つとして、大使館との交流という形で、コラムという
 形ですが、紹介させていただいている。

ほかに、企業との連携みたいなものはやっているのですけれども、あま
 りにもちょっと数が多くて、どういう形で、例えば職業体験ですとか、そう
 いったものもやっていますし、あと企業とコラボレーションというか、した
 事業というか、そういう取組も行われているのですけれども、もしあれでし
 たら、コラムという形で、そういった企業と連携、千代田区の特性として企
 業がいっぱい立地している環境を最大限活用して、こういった取組をしてい
 ますというの、コラムとして追加していければと思いますけれど、いかが
 でしょうか。

堀米教育長 ご意見はいかがでしょう。

侯野委員。 侯野委員。

侯野委員 昨日たまたま麴町中学へお伺いしたときに、あそこは相当企業との連携を
 やっていますよね。

教育政策担当課長 はい。

侯野委員 ああいったものの中で、企業名を出していいかどうかは分からないけれど
 も、結構最先端の企業とそういうコラボレーションをやっていますよね。そ
 ういうところのものを、もし入れていただけたらいいと思います。本当に、
 今、佐藤委員がおっしゃっていたように、千代田区ならではの部分があ
 るといい。

教育政策担当課長 ただ、例えば23ページの予測困難な未来を切り拓くことのできる人材とい
 うところで、そういった、企業と連携したプログラムは行っているとか、2
 番のほうがいいのか、どちらがいい。

佐藤委員 13ページ。

教育政策担当課長 13ページは、めざす子どもの姿で、連携についてを入れるのだとすると、
 「団体、企業等が子どもや子育て家庭を支えていくことも必要です」という
 ところでは述べていますけれど、もし取組例としてコラムで入れるとした
 ら、先ほどの「予測困難な未来を切り開くことのできる人材の育成」ですと
 か、そういったところで、千代田区の取組としてこういったことをやってい
 ますというのを紹介させていただければと。

堀米教育長 侯野委員。

侯野委員 今、13ページのところですけれど、これは本当に地域との、周りとの連携

教育政策担当課長 侯野委員 教育政策担当課長 堀米教育長 教育政策担当課長 侯野委員 教育政策担当課長

ですよね。

はい。

それで、その中で、千代田区の特徴というか、例えば地域のお祭りとか、そういったものはどこかに入っていましたか。

「グローバルに活躍する人材の育成」だったか。

何ページ。

25ページ。

25ページ。

というところで、要は歴史や伝統文化への理解ですとか、愛着や誇りというところ、それとあと子どもたちのアンケート調査の結果ということで、今住んでいる地域の行事に参加していますかというようなアンケート調査の結果を上の方に載せておりますので、こういったところで、お祭りですとか地域行事に子どもたちが意欲的に参加しているかどうかというところが分かるかと。

堀米教育長 教育政策担当課長 堀米教育長

25ページのところです。

25ページの上のグラフです。

その下の、「そのため」の「日本や自分たちが住む地域の歴史や伝統文化」とある。

教育政策担当課長

はい。理解を深め、愛着や誇りを持って、それを積極的に海外の方々に発信していくということが重要というのは、大綱の検討の際にもいろいろご意見を頂いておりますので、そういったところを追加させていただいて。

堀米教育長

大綱からこれが来ているということですよ。

先ほどの共育の精神というのもここに。侯野委員からご意見。

教育政策担当課長

そうですね。基本理念のところの、13ページの2段落目のところで、「子育てを通じて保護者（大人）も育ち、保護者が人間として成長することを通じて子どもも成長します」ということで、共に育て共に育つということがこの辺りで表現されている。

堀米教育長

これも大綱のほうからも引っ張ってきて、こちらのビジョンにということですよ。

長崎委員

長崎委員はありますか。

はい。少しずつまとまってきたかとは思いますが、それぞれの各章とかはすごく読みやすくなってきているとは思いますが、最初の部分が、やはりちょっとやりたいこと、やるべきことをいろいろ入れ込み過ぎていて、一般の人が読んだときに、まだちょっと読みづらいのではないかとというような印象を私は持ちました。

堀米教育長 長崎委員

以上です。

特にこれ、「策定にあたって」のところですか。それとも。

そうですね。「策定にあたって」のところですよ。もうちょっと読みやすい、目を引くというか、文章がつかれるのではないかと。かといって自分ではつくれないのですが、そういうふうに思いました。

堀米教育長	金丸委員からもその意見は最初に出していただきましたけれど、その辺について、また今週いっぱいぐらいでいいですか、ご意見。
教育政策担当課長	いえ、今日頂いたご意見で、またこちらのほうで検討させていただきます。また修正したものを教育委員会に随時上げていかせていただきます。
堀米教育長	また、ご意見を、ちょっとメモ段階でも結構ですので、頂ければ、参考にしながら、また次の案ということとさせていただきますというふうに思います。
金丸委員	金丸委員。 よろしいでしょうか。私もすごくどうなのだろうかと考えているのですが、コラムのところは既に今やっていることですよ。施策ではないわけです。施策でないものを施策の中に突っ込んだりしますと、分かりにくくなるのかという感じもして、それはまた別のところで、今こういうのをやっていますということを入れたほうがいいのか、こういう形で中にちりばめてしまったほうがいいのかについて、若干私は悩んでいます。
堀米教育長	その辺のご意見もまたありましたら、お願いします。 ほかにありますでしょうか。
	(なし)
堀米教育長	では、またご意見がありましたら、寄せていただければというふうに思います。また今日の意見も反映したものを、また再度作成していきたいというふうに思います。

◎日程第3 報告

子ども総務課

(1) 令和4年第3回区議会定例会の報告

子ども支援課

(1) 令和5年度区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みについて

児童・家庭支援センター

(1) 医療的ケア児等支援協議会について

子ども施設課

(1) 小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について

学務課

(1) 令和5年度 神田一橋中学校（通信教育課程）の生徒募集について

指導課

(1) いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告（8月）

堀米教育長	それでは、日程第3、報告事項に入ります。 令和4年第3回区議会定例会の報告につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。
-------	---

子ども総務課長です。

まず、令和4年第3回定例会の日程（案）のほうをご覧ください。ここにお示しのとおり、9月13日に招集挨拶、21日、22日でいずれも会議代表・一般質問が行われて、昨日、常任委員会が開かれております。この後、9月28日に予算・決算特別委員会が開かれて、分科会のほうが9月29日から10月3日の予定で組まれておりまして、子ども部の関係は9月29日の分科会で審査いただくこととなります。その後、10月4日、5日で特別委員会が開催されて、10月11日、12日で予算・決算特別委員会の総括質疑、その後、14日に常任委員会が開かれて、一応今のところ19日が終了の予定となっております。

続きまして、区長の招集挨拶についてでございます。ご覧いただきますと、「はじめに」のところで、今回主立った区長の招集挨拶の内容が書かれております。新型コロナウイルス感染症第7波の現状と感染症対策について、物価高騰対策、令和3年度決算状況と令和5年度の予算編成について、地球温暖化対策と、あと（仮称）教育と文化に関する大綱について、議案、というような流れになってございます。

決算の状況に関しましては、12ページのところをご覧くださいまして、中段ぐらいに「令和3年度は、比較的堅調な歳入に支えられ」ということで、財政状況を示す代表的な指標である経常収支比率や人件費率は、例年と大きな乖離はなく、安定定期的な数値となっているということ。あと令和5年度の予算編成については、13ページ以降に記載が大きくあるのですが、第4次基本構想の策定を見据えて、区民生活のさらなる発展に向けて、新たな事業や試みに力強く積極的に挑戦してまいりますというようなところの記載がございます。

子ども部に関するものにしますと、16ページ以降に（仮称）教育と文化に関する大綱についてというところで、大綱の策定について、また先ほど協議させていただきましたビジョンの見直しについて、ご発言いただいたものでございます。

招集挨拶については以上です。

続いて、発言通告についてでございます。発言通告については、総括表をご覧ください。まず代表質問では、自民党からポストコロナにおける行事との実施について。次、共産党からは、子育てと教育についてということですが、学校給食や子どもの入院給食費の無償化を求めるといようなところでございます。公明党からは、子どもの目の健康について、がん教育についてというところのご質問を頂いております。

一般質問に入りまして、西岡議員のほうから、子育て施策の中で、待機児童が減少して保育施設の廃園とかもある現状を鑑みて、事業内容のリセットを考えたかどうかであるとか、質を重視した保育政策への転換を図るべきであり、本区の保育園整備の今後の方向性について問うといようなご質問。また、牛尾議員のほうからは、子どもの遊び場の確保についてと、あと保育

現場において感染症が発生した場合の支援体制であるとか、そういった保育士の体制を強化するために、国に対して保育定数の基準緩和や公定価格の見直しを求めるべきではないかというところ。あと長谷川議員からは、特別支援教室が必要な児童・生徒への支援体制や、子どもたちが虐待・性被害などの犯罪に巻き込まれないための問題提起についてでございます。また、9つ目、小枝議員のほうからは、コロナ禍の教育現場での子どもや先生方への十分な目配りと支援ができてきているかというようなどころのご質問を頂いております。

それに対する答弁については、こちらの答弁概要のほうにおまとめしております。ちょっと内容がボリュームが多いですので、後ほどゆっくり内容のご確認をしていただきたいと思います。と存じます。

説明は以上です。

子ども部長 ちょっと1個いいですか。米田議員、ラインが引いていないのですが、子育て施策の上の「障がい児の放課後の居場所について」も同じで子ども部に関する質問でございました。

子ども総務課長 すみません。

子ども部長 学童クラブの送迎だとか、あと障害児が学童クラブに入れるような体制づくりとか、そういったところの質問でした。

堀米教育長 はい。これについて質問はございますでしょうか。またご覧いただきまして、またご連絡などを。

続きまして、令和5年度区立幼稚園・幼保一体施設・こども園の入園申込みにつきまして、子ども支援課長、ご説明をお願いいたします。

子ども施設課長 はい。子ども支援課長でございます。

お手元の資料が6-1及び6-2になります。

まず、6-1のところのご説明をさせていただきます。今回、入園申込みを受け付ける対象園及び募集人数、項番1でございます。(1)から(3)幼稚園、幼保一体施設、こども園と、それぞれこちらの施設の定員と募集する人数をこちらに記載してございます。数字が募集する人数でございます、括弧内が定員人数となっております。

項番2でございます。入園申込書の配布。配布の開始につきましては、(1)令和4年10月5日の水曜日を予定してございます。配布場所及び時間でございますが、(2)、2つございます。1つが幼稚園、幼保一体施設、こども園、こちらの場所で14時から16時。もう1つは、各出張所と子ども支援課、こちらが8時30分から17時、窓口の開設時間でございます。

項番3、申込みの受付期間と場所でございます。(1)受付期間及び時間でございますが、令和4年10月31日月曜日と11月1日火曜日、11月4日金曜日、それぞれ14時から16時。こちら以外の申込みにつきましては、園に空きがある場合に限り、新3歳児の4月入園の場合は、11月28日月曜日以降、随時受け付けさせていただきます。新3歳児の4月入園以外は、年度途中入園が該当いたしまして、入園希望日の1か月前から受け付けをさせていただきます。

ます。

(2) 申込み受付場所でございます。こちらは入園を希望する園に直接行って申込みを頂きます。

裏面をご覧ください。こちらの入園申込みの結果発表日でございます。令和4年11月11日金曜日の13時、入園申込番号を区のホームページ及び区役所子ども支援課前の掲示にて発表させていただきます。

昨年と変更している点でございます。項番5になります。令和5年度から、特別な事情がある場合に限り、年度途中入園の申込みについても区域外の申込みを受け付けることといたしました。こちらは表をご覧ください。これまで変更前、4月の入園の時点で、この時点では区域外でも申込みができる取扱いとしてございました。ただし、自区域の申込みよりも優先順位は下がるということになります。変更後、こちらは変更ございません。これを、年度途中の入園につきまして、変更前は自区域への申込みのみでしたが、変更して、4月入園と同じく、原則としては自区内に申込みでございますが、ただし、①から④の事情に該当する場合につきましては、区域外の申込みを受け付けるという拡充をいたしました。

また、麴町・番町・九段・お茶の水幼稚園の4園でございますが、平日16時30分までとなっている預かり保育時間を、延長及び長期休業中の実施に向けた検討を行っているものでございます。こちらは、また、決まり次第ご報告をさせていただきます。

こちらの令和5年度入園案内の周知でございますが、項番6、広報千代田10月5日号及び区のホームページでこちらを周知させていただきます。

お手元の資料番号の6-2につきましては、配布前でございますが、入園案内の紙つづりを参考として添付させていただいております。

ご報告は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

入園案内は、いつ配付になっているのでしょうか。

子ども支援課長

10月5日を予定してございます。

堀米教育長

はい。では、このことについて、何かご質問がありましたら。

金丸委員

確認なのですけど。

堀米教育長

はい、金丸委員。

金丸委員

要するに、従前からの、幼稚園と同じ、3歳から上の子どもたちで、短時間と書いてあるから、まさに幼稚園と同じ立場にある子どもたちの入園案内についてのお知らせだというふうな理解でいいですね。

子ども支援課長

子ども支援課長でございます。

そのとおりでございます。

子ども部長

それ以外に保育園の入園案内もあるのでありますが、それにも、こども園の今度は長時間というのが出ています。

金丸委員

長時間。

堀米教育長

長崎委員、どうぞ。

長崎委員 提出日が10月31日からちょっと3日間と、短い期間で集中しているのですが、この期間、もし、ご家族にコロナとかで出られない、出かけられないとか、そういった場合には、何か対処法というか、何か別の方法とかがあるのでしょうか。

堀米教育長 子ども支援課長。

子ども支援課長 子ども支援課長でございます。

もし、そういったことがあった場合は、別途、ご相談をさせていただいて、できる限り対応はさせていただきたいと考えてございます。

長崎委員 はい。よろしく申し上げます。

それと、入園の案内のほうなのですが、お茶の水幼稚園が令和6年度は新園舎となっていて、これは、予定とかは入れなくても、もう大丈夫ですかね。

堀米教育長 はい。子ども施設課長。

子ども施設課長 子ども施設課長でございます。

大丈夫だと思っております。

長崎委員 では、それを信じて、大丈夫ということで。

ありがとうございます。

堀米教育長 これ以上遅れると、また大変なことになる。ぜひ、予定どおり行きたい。

ほかにご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長 では、お願いいたします。

続きまして、医療的ケア児等支援協議会につきまして、児童・家庭支援センター所長、ご説明をお願いいたします。

児童・家庭支援センター所長 児童・家庭支援センター所長です。お手元資料は、07番をご覧ください。

こちら、今年度、新たに行います医療的ケア児等支援協議会で予算が計上されておまして、今、事務局が進めておりますが、事前に教育委員会のほうに情報提供のご説明ということで、今回、ご報告いたします。

まず、こちら、1の目的のところですが、昨年度、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行されまして、こちらに基づきまして、それを踏まえまして、千代田区における支援の充実を図ることを目的にしております。

検討内容といたしましては、ここに書いてありますように、医療的ケア児に関する支援施策とその相談体制、あとは、関係機関の情報共有といったところについて、課題を整理して、また、議論を行いまして、今後の区としての施策へ反映を行いたいと考えております。

3番の委員のほうですけれども、こちら、予定でございますけれども、こちらに掲げております方々を考えております。まずは、学識経験者の方、あと、医療機関、あと、保護者の団体の方の代表、あとは、療育、あと、訪問介護、居宅介護、こういったような事業者の方、医療的ケア児の支援コー

ディネーター。あとは、教育機関のところを考えております。

内部委員といたしましては、区の関係部署、こちらにあります部署から参加を頂く予定でございます。

今年度、2回開催をしております、来年度以降は3回程度を考えています。

また、施策に関して、自由闊達な議論を確保したいという観点から、会議自体を非公開としまして、議事要旨、資料はホームページ公表の方式を取りたいと考えております。

今回、10月以降、開催に向けて準備しております、2回目は年明けの開催を考えております。また、こちらのほうは開催の運びとなりましたら、係のほうから周知させていただきます。

ご説明は以上でございます。

堀米教育長

はい。医療的ケア児等支援協議会のことで説明がございました。

このことについて、ご質問がありましたら、お願いいたします。

金丸委員

よろしいでしょうか。

堀米教育長

はい。金丸委員。

金丸委員

医療的ケア児というのは、もう既に対応を始めているのですよね。

子育て支援課長

はい。我々のほうでしたり、関係部署のほうでも、様々、施策は既に行っております。

金丸委員

そうすると、ちょっと別にこれは構わないのですけれど、ある意味で一番重要なのは、保護者の意見を取り入れることだと思うのですけれども、保護者団体と書かれています、そんなにたくさんいるのだろうかという気がして、ちょっと違和感を覚えたのですけれども。

要するに、人数が少なかったら、団体というよりは、代表のほうが分かりやすいのかなというふうに思ったのですけれども、団体と言われるくらいメンバーがいるのでしょうか。もしくは、もっと上のほうの、年齢が上に行ったような人たちの保護者を含めての話なのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

今、金丸委員がおっしゃったように文面での書き方は団体としまして、意味合いとしては、代表の方。区内の人で、医療的ケア児の方の中から代表の方にお越しいただいて、ご意見いただきたいという趣旨です。

堀米教育長

ほかにございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

堀米教育長

はい。それでは、続きまして、小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数につきまして、子ども施設課長、ご説明をお願いいたします。

子ども施設課長

子ども施設課長でございます。

資料番号08-1から08-3までに基つきまして、小学校・幼稚園等の校庭・園庭の仕様および校庭・園庭での活動を中止した日数について、ご報告させていただきます。

本件は、7月の区議会地域文教委員会におきまして、今年暑いということで、学校などの校庭での活動はどうなっているのですか。また、校庭の仕様はどうなっているのでしょうか。とりわけ、暑熱対策の塗装が劣化していないでしょうかというようなご質問を頂きましたもので、当課で調べまして、調べたもので、この教育委員会にもご報告させていただくものでございます。

08-01番のレジュメですが、項番1、校庭・園庭の仕様などについてでございます。こちらは、小学校、幼稚園、・保育園・こども園、中学校・中等教育学校ということで、校種別・仕様別にご説明させていただければと思います。

資料の2番目ですが、こちらは資料2番のほうですけれども、ご覧いただいておりますように、小学校は、ゴムチップが5校。麴町小、番町小、お茶の水の仮校舎、千代田小、昌平小の5校となっております。人工芝が九段小と和泉小の2校。天然芝が富士見小学校の1校という状況でございます。

また、幼稚園・保育園・こども園、一括で説明させていただきますが、ゴムチップが、番町幼稚園、お茶の水の幼稚園の仮園舎、それと、千代田幼稚園。土または砂が、麴町幼稚園、九段幼稚園、昌平幼稚園、ふじみこども園、麴町保育園、神田保育園の6園。それと、コンクリートとさせていただいておりますが、西神田保育園の1園。それから、人工芝がいずみこども園の1園。こういった内訳でございます。

中学校・中等教育学校につきましては、ゴムチップが2校。麴町中と神田一橋中学校。土が九段中等協教育学校の1校というような状況でございます。

(2) 暑熱対策塗装についてということで、お話をさせていただきたいと思いますが、こちらの1の別添資料をご覧いただいたままで、実は、麴町小学校と千代田小学校の2校で暑熱対策の塗装を導入しております。麴町小学校は平成22年、千代田小は平成20年に塗装を行っているところなのですが、こちらは、使用状況などによって異なるということではございますけれども、おおむね耐用年数が10年程度であろうということで、塗料メーカーですとか、塗装事業者からは聞いているところでございます。よって、麴町小ですとか千代田小は、いずれも耐用年数を若干超えつつあるという状況と言えます。

次に、こちらの資料の2のほうをご覧いただいております。こちらは、今度は、皇帝・園庭での活動を中止した日数を掲載させていただいております。こちらなのですが、調べた期間なのでございますけれども、5月30日から7月23日の55日間で、2週間ごとに表で区切らせていただいております。この期間のうち、小学校、幼稚園、中学校・中等教育学校については、7月20日までの52日間のうち、日曜、祝日等を除いた36日から39日間、これは表の右端に書かせていただいておりますが、36日から39日間。中等教育学校が45日間ということで、実際の教育課程のあった日数。保育園・こども園は、

7月23日までの55日間のうち、日曜、祝日等を除いた47日間は保育の日数という中で、これらの期間、実教育・保育日数に対しまして、今回、中止した日数ですが、小学校では、1日から6日間の中止がありました。8校で、合計30日間。幼稚園・こども園・保育園では、ゼロ日から14日間の中止がありまして、12園で58日間。中学校・中等教育学校では、やはりゼロから6日間中止がありまして、3校で計7日間といった状況でございました。

なお、参考までになのですが、ちょうどこの2週間ごとに区切った5月30日から6月11日などの中で、特に6月27日から7月9日に中止したという日数が集中しているかと思うのですけれども、こちらは、6月25日から7月3日の9日間なのですけれども、観測史上で初めてと言われている9日間連続の猛暑日が続いていたということもございまして、そういったことも、若干、この数字に表れているのではないかというふうに考えているところでございます。

ご報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

これについて、何かご質問があったら、お願いいたします。

金丸委員

これも確認なのですが、校庭・園庭での活動を中止をした日というのは、単位とは全然無関係に、同じ関係する場合もあるかもしれないけれど、要は、子どもたちの安全を考えて、外遊びをさせなかったというふうに理解してよろしいですか。

子ども施設課長

はい。子ども施設課長です。

基本的に、教育課程ですとか、保育の関係の中で、金丸委員がおっしゃったように、暑さなどで控えたほうがいいたろうという判断の下、中止をした日数と捉えております。

堀米教育長

はい。

何かほかにご質問ありますでしょうか。

異常気象で、連続で暑かった日以外は、それほど数、日数ではなかったかなとは思う。いわゆる熱中症で倒れてしまうといけないということも含めて、御質問があったのですが。

じゃあ、よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

続きまして、令和5年度神田一橋中学校（通信教育課程）の生徒募集につきまして、学務課長、説明をお願いいたします。

学務課長

学務課長でございます。よろしくをお願いいたします。

私のほうからは、令和5年度入学神田一橋中学校（通信教育課程）の生徒募集について、口頭にてご報告させていただきます。

令和5年度の生徒募集については、昨年と同様に、本科生と別科生を募集いたします。願書受付は、令和4年10月17日の月曜日から令和4年11月18日金曜日までの1か月間とし、募集人員は20名程度としております。

募集に関しての周知方法でございますが、広報千代田10月5日号、区ホー

ムページへの掲載のほか、東京都広報への掲載、ポスターの作成配付など、広く募集を行う予定でございます。

ご報告は以上でございます。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

学務課長

昨年度、要綱を変えまして、今、15名ということではよかったでしたか。

堀米教育長

はい。今年度、15名が学んでおります。

これについて、ご質問があったら、お願いいたします。

また資料ができたなら、お願いいたします。

学務課長

はい。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

(了 承)

学務課長

はい。ありがとうございました。

堀米教育長

続きまして、いじめ、不登校、適応指導教室の状況報告につきまして、指導課長、説明をお願いいたします。

指導課長

指導課長です。

それでは、私からは、令和4年8月のいじめ、不登校、白鳥教室の状況について、報告をさせていただきます。

資料番号は10番となります。ご確認をお願いいたします。

8月につきましては、九段中等教育学校以外は、夏季休業中となっております。いじめ報告数に変動はなく、今年度累計数は20件となっております。そのうち、7月からの継続が18件となります。

いじめの解消の確認に当たりましては、いじめ防止等のための基本的な方針にのっとりまして、必ず本人及び保護者に状況を確認するよう、各学校に依頼をしているところでございます。

続いて、不登校についてです。4月からの不登校が主な理由である欠席、出席停止日数の合計が30日を超えたのは、小学校が23名、中学校・中等教育学校が33名、合計で56名となっております。

不登校につきましても、こちらは、7月末から比べますと、今年度の累計数は1名増となっておりますけれども、8月中に転校により解消となったケースがございますので、8月末の不登校者数は、7月末と変更はございません。

各学校に対しましては、引き続き、児童・生徒や家庭に小まめに連絡を取りつつ、本人や家庭の思いを尊重しながらサポートするよう、依頼をしているところでございます。

最後に、白鳥教室の利用状況についてです。

8月の登録者数は、先月末から2名増え、22名となりました。8月の利用者数は、夏季休業期間中のため、3名となっております。

今後も、各学校と共有した児童・生徒に関する情報を基に、連携した指導、支援が行えるようにしてまいります。

本件については、以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。
これについては、何かご質問はありますでしょうか。
よろしいでしょうかね。

(な し)

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田(10月5日号)
- (3) 教育広報かけはし掲載予定事項(案)の確認について

堀米教育長

はい。それでは、日程第4、その他事項に入ります。
教育委員会行事予定表、広報千代田(10月5日号)、教育広報かけはし掲載予定事項(案)の確認につきましては、子ども総務課長、ご説明をお願いいたします。

子ども総務課長

まず、教育委員会行事予定表のほうをご覧ください。
9月27日から11月8日までの行事予定となっております。
まず、ここで、10月11日の教育委員会定例会のほうで、議会の日程の都合により、13日の木曜日の15時からとなっておりますので、お間違いないよう
をお願いいたします。
また、10月20日木曜日、10時から総合教育会議を、また、10月25日は、軽井沢の視察と移動教育委員会をメレーズ軽井沢のほうで開催する予定ですので、ご出席をお願いいたします。
また、翌日、26日、点検・評価の第2回の有識者会議がございます。こちらにつきましては、金丸委員と佐藤委員がオブザーバーとしてご出席いただく予定としております。
教育委員会行事予定表については以上です。
続いて、広報千代田(10月5日号)のほうのご案内でございます。
子ども部、地域振興部、併せて22件でございます、子ども部のほうからは7件掲載予定でございます。先ほどお話をした保育園・こども園・幼保一体施設などの入園申込みのスケジュールの決定や、幼稚園・こども園の入園児の募集について、児童・家庭支援センターからは養育家庭の体験発表会や児童虐待防止講演会について、子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会について、学務課からは神田一橋中学校の通信教育課程の生徒募集や外国籍の方へのご案内、また、幼稚園で一緒に働きませんかということで、臨時的任用職員の募集についてが載る予定となっております。
広報千代田が発刊された暁には、内容のご確認をお願いいたします。
続いて、令和4年度の教育広報かけはしの掲載事項について、お示しした内容から12月10日発行の128号について、変更させていただくため、ご報告するものでございます。

まず、原稿、128号については、当初、運動会特集を一面で特集する予定でしたが、中学校の運動会が5月であったことから、中学校の文化祭も併せて特集とすることにいたしました。

続いて、2面では、ICT教育やコーディネーショントレーニングについて。3面のところで、孀恋の自然体験交流教室が久しぶりの再会でございますので、こちらのほうを掲載させていただくとします。また、4面では、千代田区の子育て相談機関のご紹介や子育てマップのご紹介というところで、多少、内容を変更してございます。こちらで編集作業に入らせていただきたいと存じます。

説明は以上です。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

行事予定のほう、10月は特にいろいろございます。移動教育委員会の予定などにつきまして、何かご質問あったらお願いいたします。

金丸委員。

金丸委員

移動教育委員会の件、ここに書いてある1時30分というのは、スタートの時間なのですか。どう理解すればいいでしょうか。

子ども総務課長

子ども総務課長です。

一番上が欠けておりました。移動教育委員会自体は、13時30分からを予定しております。視察につきましては、閉会後にご案内させていただきますが、朝の新幹線、9時ぐらいに出発の新幹線にお乗りいただいて、現地へ到着して、視察ということで、軽井沢少年自然の家のご現状であるとか課題の説明を受けた後に、そちらの施設をご視察いただいて、意見交換を頂くというのを午前中に予定してございます。

堀米教育長

視察の中で、定例会が1時30分からということでございます。また後ほど、ご案内させていただくということでございます。

よろしいでしょうか。

(了 承)

堀米教育長

それでは、教育委員から情報提供がございましたら、お願いします。

長崎委員、お願いします。

長崎委員

ご報告します。

町会の関係で交流がある麴町消防署の方から、公立の小学校や中学校で、防災教育をする機会をもらえないだろうかというようなご相談を頂いています。

昨日、ちょっと消防署まで行って、お話を伺ってきたのですが、向こうの希望としては、デジタル教材を使って、事前学習をして、実際に、訓練などを行って、さらに、事後学習として、またデジタル教材を利用してというような流れを何かどこかの授業で取り入れていただけないだろうかというような内容です。

他の自治体、葛飾区と私は聞きましたけれど、もう既に導入済みで、今回、九段中等のほうでは既に行っているということで、何か機会を頂きたい

ということでした。

何か2年前ぐらいに区のほうに相談をしたときには、子どもたちのタブレットがインストールできないタブレットだったということで、何かそこで話が立ち消えてしまったということで、私は交流があったので、まずは私に相談ということで、お話を伺ってきました。

資料を見ていただけているようですが、そんなお話を頂いていますので、よろしくをお願いします。

堀米教育長

はい。ありがとうございます。

この件につきましては、指導課長、よろしく願いいたします。

指導課長

指導課長です。

情報提供、ありがとうございました。

防災教育につきましては、各学校で、まずは、毎月の避難訓練ということで、地震ですとか火事ですとか、様々なシチュエーションを対応できるようにということの訓練をしております。また、特別活動の中でも、例えば、東京都から配付されております「東京防災」等も活用しながら、自身の身を守るというようなことについて学んでいます。また、学校によっては、校外学習で、防災体験施設等々に行っている学校もあるというふうに聞いているところでは。

今、長崎委員から情報提供いただきましたデジタル教材等も含めて、ただ、インストールできるかどうかというようなところも確認させていただければと思いますし、もしよろしければ、指導課をつないでいただければ、消防署の方とお話を聞かせていただきますので、そういった形で、つないでいただいてもよろしいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

堀米教育長

よろしいでしょうか。

長崎委員

はい。ありがとうございます。

消防署さんとしては、できれば、子どもたち一人一人のタブレットにインストールしてもらって、例えば、家でも、保護者と一緒に防災のクイズをやってみたりとか、ユーチューブで避難の状況とかは確認をしたりとか、そういうのを目指しているということだったのですけれども、場合によっては、学校側とか先生のタブレットにインストールして、それを皆で見るとか、何かやったという実績が欲しいとか、そういうようなふうに私は感じました。

例えば、煙の流れる流れ方みたいなものの動画を見て、その後、煙体験のハウスみたいな中に入って、どういうふうに歩いていったら、煙に巻き込まれずに済むとか、何かそういう見て学習して、体験して学習して、さらにまた見ながら復習するという流れをご希望のようでしたので、指導課長のほうにお話をつなげさせていただけたらと思います。

ありがとうございます。よろしくをお願いします。

指導課長

はい。ありがとうございました。

堀米教育長

はい。

ほかに情報提供はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(な し)

堀米教育長

はい。それでは、5分ほど、休憩を挟みまして、その後、秘密会を行います。

傍聴の方は、ご退出ください。よろしくお願いいたします。